

# 青森県報

第七十二号

令和元年  
十月十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(林政課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
三笠ホームケアクリニック	弘前市大字松森町五三の二	平成 三〇・三・三
三笠訪問看護ステーション	平川市館田西和田二〇一の二	令和 元・五・三
おかじま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	元・八・八

### 青森県告示第二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
三笠訪問看護ステーション	弘前市大字堀越字柳元二九三	令和 元・六・一

### 青森県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定によ

り、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	
名称	名称	居宅介護事業所	
所在地	所在地	指定年月日	
有限会社クローバー	黒石市北美町一丁目七三	居宅療養管理指導	令和元年・八・一
黒石市北美町一丁目七三	黒石市北美町一丁目七三	居宅療養管理指導	

青森県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者		
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	
名称	名称	介護予防事業所	
所在地	所在地	指定年月日	
有限会社クローバー	黒石市北美町一丁目七三	介護予防居宅療養管理指導	令和元年・八・一
黒石市北美町一丁目七三	黒石市北美町一丁目七三	介護予防居宅療養管理指導	

青森県告示第三百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
三笠訪問看護ステーション おかじま調剤薬局むつ店	平川市館田西和田二〇一の二 むつ市緑ヶ丘三五の二	令和元年・五・三 元・八・六

青森県告示第三百六十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
三笠訪問看護ステーション みちのく訪問看護ステーション みちのくクリニック	弘前市大字堀越字柳元二九三 むつ市十二林一七の一	令和元年・六・一 元・九・一

青森県告示第三百六十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム みちのく荘	むつ市十二林一の一三	地域密着型介護老人福祉施設	令和 元・九・一
特別養護老人ホーム 金谷みちのく荘	むつ市金谷二丁目二〇の二	〃	〃

青森県告示第三百六十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名 称	居宅介護事業所
所在地	指定年月日

青森県告示第三百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	〃	〃	〃	〃	社会福祉法人 青森社会福祉 振興団	有限会社ク ローバー
〃	〃	〃	〃	〃	むつ市十二林 一の一三	黒石市北 美町一 丁目七 三
認知症対 応型通所 介護	〃	短期入所 生活介護	訪問リハ ビリテー ション	通所リハ ビリテー ション	〃	居宅療養 管理指導
みちのく金谷 デイサービス センターまる める	みちのく金谷 イシヨートステ イ	特別養護老人 ホームみちの く荘	みちのく訪問 リハビリテー ションセン ター	みちのくデイ ケアセンタ ー	みちのくクリ ニック	クローバー調 剤薬局北 美店
むつ市金谷二 丁目二〇の一	むつ市金谷二 丁目二〇の二	むつ市十二 林一の一三	〃	〃	むつ市十二 林一七の 一	黒石市北 美町一 丁目七 三
〃	〃	〃	〃	〃	元・九・一	令和 元・八・一

